



かわち

第68号 2022.11.15 発行

かわちドリームフェスティバル2022



Contents

- 第3回河内町議会定例会… P2
- 第2回河内町議会臨時会… P3
- 一般質問…………… P6

令和4年

第3回河内町議会定例会

9月8日から9月15日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告3件、条例制定及び改正等4件、補正予算3件、人事案件1件について審議され、また、令和3年度会計決算が決算審査特別委員会に付託されました。

その結果についてお知らせします。

◆ 議案の内容と結果 ◆

| | | 審議結果 (賛成:反対) |
|----------------|--|-----------------|
| 報告第1号 | 令和3年度河内町健全化判断比率の報告について | 報 告 |
| | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの | |
| 報告第2号 報告第3号 | 令和3年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について 令和3年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について | 報 告 |
| | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの | |
| 議案第1号 | 河内町過疎地域持続的発展計画の策定について | 原案可決 (9:0) |
| | 令和4年4月1日に河内町が過疎地域の指定を受けたことに伴い、本計画の策定について議会の議決を求めるもの | |
| 議案第2号 | 河内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について | 原案可決 (9:0) |
| | 令和4年4月1日に河内町が過疎地域の指定を受けたことに伴い、本条例を制定するもの | |
| 議案第3号 | 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 (9:0) |
| | 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの | |
| 議案第4号 | 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 (9:0) |
| | 特殊勤務手当に係る危険な作業の廃止に伴い、関係する2条例の一部を改正するもの | |
| 議案第5号 | 令和4年度河内町一般会計補正予算(第3号) | 原案可決 (9:0) |
| | 歳入歳出予算の総額に1,359,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,555,901千円とするもの | |



| | | |
|-------|---|---------------|
| 議案第6号 | 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 (9:0) |
| | 歳入歳出予算の総額から34,379千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,102,281千円とするもの | |
| 議案第7号 | 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 (9:0) |
| | 歳入歳出予算の総額に12,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,221,686千円とするもの | |
| 議案第8号 | 河内町教育委員会委員の任命について | 原案同意 (9:0) |
| | 河内町教育委員会委員を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの | |

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。

第2回 河内町議会 臨時会

8月3日に開かれた臨時会において、審議された結果をお知らせします。

審議結果
(賛成:反対)

| | | |
|-------|--|---------------|
| 議案第1号 | 令和4年度河内町一般会計補正予算(第2号) | 原案可決 (9:0) |
| | 歳入歳出予算の総額に57,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,419,984千円とするもの | |
| 議案第2号 | 河内町農村環境改善センター改修工事請負契約について | 原案可決 (9:0) |
| | 令和4年7月15日に一般競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの | |
| 議案第3号 | 町有財産(旧金江津中学校)の無償貸付の更新契約について | 原案可決 (9:0) |
| | 町有財産(旧金江津中学校)を無償貸付することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの | |

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。

人事案件

河内町教育委員会委員の任命について

河内町教育委員を任命するにあたり、次の者を同意しました。

鈴木 亜矢子 氏(再任) 河内町源清田 2041 番地

【任期】令和4年11月22日から令和8年11月21日



決算審査特別委員会質疑



9月8日、9日の2日間で開催された委員会での質疑を一部紹介します。

Q 自主防災組織の結成数はいくつか。

A 4地区で結成されている。活動等の補助金が制度化されており、訓練実施にあたっては、新河分署の協力をいただいている。

Q かわち夢楽の建設費等はすべてでいくらなのか。コロナ補助金を使ったとなっているが、いくら充当しているのか。

A かわち夢楽の建設費等は総額1億56,000千円程で補助金の充当額は1億12,315千円である。

Q 委託費で既存直販所V字回復再編計画があるが、半年過ぎてどのように感じているか。

A 売上でみると伸び悩みがあるが、当初からのコンセプト通りに進められている。

Q へき地児童生徒援助費等補助金が今年度で終わるが、今後スクールバス運行に対する補助はなくなるのか。

A 今後は、成田国際空港周辺対策交付金の地域振興枠を活用できればと考えている。

Q 水と緑のふれあい公園のバスケットゴールが撤去されたが、今後、体育施設等周辺への設置を検討してもらいたい。

A 設置場所等を調査しながら検討していきたいと思う。

Q 霞ヶ浦浄化対策費の水質検査について、どういった検査をしているのか。

A 新利根川及び工場等で定期的を実施している。検査内容としてBOD、COD等を計測しているが、今のところ基準値を超える箇所はない。

Q 人間ドックの補助金の人数枠、一人あたりの補助額はいくらか。また、何人受診しているか。

A 予算としては130人分あるが、それ以上の申込があった場合は補正で対応する。年間120人程受診しており、補助金は一人あたり25,000円である。

Q 基金（国民健康保険特別会計）について。

A これまで国民健康保険の運営は健全に行っており、毎年の繰越金もあるため支払準備基金として基金積立をした。今年度の税率改正に伴い保険税を抑制したことにより、今後、医療費が増えた場合には基金を充てながら対応する。

Q 福祉タクシーの利用について低迷しているのではないか。現状は如何か。

A 徐々に浸透しており、利用地域も町内で増えてきている一方で、成田方向で使えないなど課題もあり検証を進めていく。

Q 介護保険料が高くないか。各項目が補助金でなく負担金なのはなぜか。

A 確かに保険料は高くなっている。高齢化率も40%となっており、認定率も2割を超えているので利用率が高く、高額になってしまっている。また、負担金となっている理由は、国保連へ一度支払って各サービス事業所へ国保連から支払われる為負担金となる。



令和3年度会計決算を認定

令和3年度各会計決算の認定については、「決算審査特別委員会」を設置し、慎重な審査を行い、7会計すべて認定されました。

会計別歳入歳出決算概要

| 会計名 | | 歳入(収入) | 歳出(支出) |
|------|----------|------------|------------|
| 一般会計 | | 57億9,512万円 | 51億5,004万円 |
| 特別会計 | 国民健康保険 | 13億4,391万円 | 12億7,678万円 |
| | 介護保険 | 12億8,522万円 | 12億3,567万円 |
| | 介護サービス事業 | 1,045万円 | 1,039万円 |
| | 後期高齢者医療 | 1億3,309万円 | 1億2,454万円 |
| | 下水道事業 | 4億1,814万円 | 3億6,939万円 |
| 合計 | | 89億8,593万円 | 81億6,681万円 |
| 水道事業 | 収益的 | 2億6,932万円 | 2億6,336万円 |
| | 資本的 | 0万円 | 8,434万円 |

議員活動

総務経済委員会

9月14日

竜ヶ崎工事事務所訪問

町内の県道整備の進捗状況及び今後の予定、新利根川流域におけるナガエツルノゲイトウ対策等を伺ってきました。



教育厚生委員会

10月7日

かわち学園視察

学校の概要説明を受けた後、施設の視察や先生方と意見交換等を行いました。
また、児童生徒の授業を参観し、学校給食の試食をしました。



一般質問

令和4年第3回定例会において、4名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



星野 初英
議員

子供食堂について

議員 子ども食堂など、町と地域の人が一つの方向性を持ちながら進めていく居場所づくりに対しての町の考えを伺いたい。

福祉課長

子供が家でも学校でもなく自分の居場所と考えるような場所で、学習支援や生活習慣の習得支援、遊びの場や食事の提供等を実施する施設で、孤立や孤独の解消、地域活性化や交流の場とすることを目的に、子

供の居場所づくりが推進されている。本町においては、放課後児童クラブや寺子屋河内などが相当するものと考えている。

子ども食堂のような取組は実施していないが、今後、利用希望のニーズが高まった際、子ども食堂も含め、委託運営できるボランティア、民間団体等について検討する。

議員 今はコロナ禍で休み中だが、さつき会のボランティアが行う独居老人へのお弁当配達のうち、月1回を回配食サービスのうち、月1回を作っている場所へ来て、食事をしながら話をしたり悩みを聞く居場所づくりをして、子供たちも参加できるようにできないか。

福祉課長

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体やその他

ボランティア団体の会員は複数所属している方も多く、高齢者への生活支援、介護予防に御尽力いただき、感謝している。

さつき会の配食サービスを活用して、高齢者、子供が集まりボランティアと食事をして触れ合えれば、孤食や孤独などの解消になると考える。今後、団体の協力を得られれば、実施に向けて協議していく。ボランティア引退後に実施していた方が、今度は事業の参加者として楽しんでほしい。



マイナンバーカードについて

議員

町のマイナンバーカードの普及状況とマイナポイントの利用についての現状を伺う。

町民課長

国民の利便性を高め、効率化、公平かつ公正な社会インフラを形成し実現するためにもマイナンバーカードの普及は重要と考えているが、普及状況は当町交付率32%、県内でも一番低く進んでいない。理由として、国で進めるマイナンバーカードの機能に対し、様々な手続等のオンライン化を含めて我々の体制整備が追いついてはいるが、マイナンバー制度が利用者の視点からは見えづらいものであったと感じている。

議員 普及促進のための今後の取組について伺う。

町民課長

現在国ではマイナンバーカードを保険証として利用、給付金などをスムーズに受け取れる公金受取口座登録に利用できる等で利便性を高めている。9月末までに申請された方に対し、買物等に使用できる最大2万円分のマイナポイントを付与する事業を実施し、普及促進を促している。町の取組として、広報や防災無線で町民の皆様へ周知、マイナンバー



カードの受付窓口の職員増員、指定した曜日の時間外や休日に予約制でカードの申請受付、マイナポイントの申請など受付体制の拡充を図り、普及促進を強化している。9月には町独自のキャンペーンとして、民間と協力しマイナポイントが付与できるキャッシュレス決済サービスの一つであるW A O Nカードを無料で提供する事業を開始。マイナンバーカードの申請時にW A O Nカードを無償で提供し、マイナンバーカードの交付手続と同時にマイナポイントの手続を行えることは、特に現時点でキャッシュレス決済サービスができる手段を持っていない方には有効なサービスであり普及促進につなげていきたい。

マイナンバーカードには高いセキュリティが確保されているが心理的に不安なイメージの払拭も大事であり、今後マイナンバーカード活用の場が増える機会に合わせ、カードの利便性、安全性について正確な情報を周知し、対応職員の教育を徹底し質の向上を図り、これまで以上に普及促進に努めていく。

稲敷・龍ヶ崎地方3組 台統合・複台化における 町の対応について

議員 新組合が設立された後、ごみと資源の出し方、収集・回収、金額など、町民サービスに影響はあるのか。

町長

来々4月から統合という計画がされているが、地域手当の調整、職員の生涯賃金の是正方法、議員定数、各自治体の負担金額の推移を検証されていない等の課題もあり、スムーズに3組合統合に至るにはまだまだハードルが高いかと思われる。

統合した場合、当面の間ごみ行政は従来どおりと認識しており、自治体の中に四つのごみ処理場があるが将来的には二つにすると聞いており、統合後に視察などでも検証し、方向性が出てくるものと思っています。



佐川 洋司
議員

新型コロナウイルスについて

議員 新型コロナウイルス（mRNA）接種による極めて深刻な被害状況が明らかになっている。その資料（国内外2点）を提出します。ご精読のうえ今後の方針をお聞かせ下さい。

また、国の救済制度である新型コロナウイルスワクチン被害救済制度を町民が適切に利用できるよう、町からの説明、助言を現状でどう行っているか。

町民課長

新型コロナウイルス接種は、国の指針に基づいて実施。ワクチンの有効性は厚生労働省から示され、町も同様の認識。町は新型コロナウイルス

接種を希望される方へ接種機会が提供できる体制を引き続き整え、予防効果とリスクは国等から示される情報等を遅滞なく町民の皆様に提供していく。

ワクチン接種後に副反応を生じることがあり、この副反応を完全になくすることは困難。接種によって得られる利益と副反応などのリスクを比較して判断する必要がある。ワクチン接種者の副反応に関し町民から問い合わせがあった場合、かかりつけ医への相談、茨城県が設置する新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口を案内している。新型コロナウイルス副反応相談窓口は、接種券に同封のお知らせに掲載、町のホームページ等でも周知に努めている。

予防接種健康被害救済制度は、申請を町で受け、予防接種健康被害調査委員会を経て、県を経由し国へ進達され、国の疾病障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係が認められた場合、厚生労働大臣が認定し給付される。審議結果は、厚生労働省ホームページ「疾病障害認定審査会」（感染症予防接種審査分科会）で公表される。町として予



防接種健康被害救済制度の申請に關し遅滞なく手続を行い、引き続き町民へ情報を伝えていく。

接種は決して強制ではなく、接種を受ける方自身が内容や情報をよく理解した上で判断していただきたい。今後も、うがい、手洗い、部屋の換気など基本的な感染防止対策を引き続き行い、人権の観点から打たない方への偏見や差別などはあつてならず、インターネット、SNS等では感染者、ワクチン等に関する不確かな情報、誹謗中傷などがあふれているが、相手を思いやる気持ち、冷静な行動をお願いしたい。



諸岡 周示
議員

防災対策について

議員 民生委員などの会議や区長会での旧村単位での防災ガイドブックの定期的な研修会や講習会を開いてはどうか。

危機管理監

防災対策をまとめた河内町防災ガイドブック永久保存版を作成。町の洪水時の浸水予測をまとめ、近隣市町村の広域避難所を表示した河内町洪水ハザードマップを、令和2年8月に町内家庭に全戸配布。今まで区長会議、民生委員の会議、自主防災組織等の依頼があった地区へ出向き、出前講座なども継続してきたことで、共助の必要性が少しずつ上がり、自主防災組織も徐々に増えてきている。これからも自助を第一として「ご近助精神」を進め、根づかせていきたい。ガイドブックの内容を

理解していただくための説明会を、旧村単位で開催計画していきたい。

令和4年度の総合防災訓練は、洪水を想定し、広域避難所を住民参加型で行うことを計画。その際、高齢者等避難の防災無線で防災ガイドブック内のマイ・タイムラインを確認することも訓練工程にも盛り込み、ガイドブックを少しでも住民の身近なものとし、家族で防災の話合ができる防災読本にしていただけよう取り組んでいく。

議員 台風や大雨により避難情報が発令されたとき、町はどのような対応をするのか。独り住まいの方をどのようにするのか。自主防災組織についても伺いたい。

危機管理監

気象情報と住民避難は、利根川下流河川事務所、水戸气象台と連携を取りながら、総務課一丸となって取り組んでいる。町の避難情報は、利根川上流、利根町の押付水位観測所の水位で町民に情報を発信する。避難基準水位は、水防団待機水位3・1メートル、警戒レベル3高齢者等避難5・75メートル、レベル4避難指示7・1メートル、レベル5緊急安全確保7・8メートル。

高齢者等避難からは防災無線やホームページ等で周知し、避難所の開設と同時進行するためにマニュアルへ組み込んで実施。町民は、高齢者等避難の防災無線で避難準備を始めるようにしてほしい。

広域避難の場合は、台風が来る数日前から市町村担当課で連絡を取り合い、最終的に首長間での確認、避難情報の発令、防災無線の周知となる。避難情報はいつ出るか分からないが、夜間に水位が上がってからは二次災害の危険があるため、空振りを恐れることなく、日没前の明るい段階で周知するようにしていく。

独り暮らしのお年寄りや災害弱者に關し、これからも福祉課や民生委員と協力し、消防団、消防署、特に周囲の方々の助け合いであり、声かけ避難、顔の見える関係づくりを推奨していく。避難所に行く手段のない方には、臨時バスを町内4ルート、4コースに分けて避難所へ搬送する仕組みもできている。洪水ハザードマップにバス停も記載しているのので、ぜひ確認してほしい。近所の協力が一番大事であり、自主防災組織をつくることで区長を中心とした支援体制、役割分担ができ、即効性があるものにつながっていくと考える。



議員 災害応急復旧建設業協会は、今後どのような活動をするのか。

都市整備課長

町では町内建設業者等18事業者と、応急復旧業務の実施に関し協定を締結。地震、風水害、その他の災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な町が行う災害対策活動に協定締結業者が支援、協力することで、町内の被害拡大を防止する目的。住居等建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業、災害により住居または周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去作業、町が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業、町が管理する道路水路等施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業等を行っていただく。

個別に賛同していただいた18事業所で組織し発足したものが河内町災害応急復旧建設業協会であり、各地区で災害発生後、近くの建設業者が迅速に道路などの応急復旧活動をすることで町内の被害拡大防止を図ることができ、台風など風水害はある程度の予測が可能のため、事前に協

力体制を整え、町内の被害拡大防止に少しでも対応していきたい。

災害対応は、防災担当の総務課をはじめ関係各課と連携を図り、被害を最小限に抑えられるよう対応していく。



農業振興策について

議員 国が緊急支援として肥料価格高騰対策事業が創設されるようだが、町単独でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援ができないか。

農政課長

町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は原油価格や物価の高騰に伴う生産コストの上昇により大きな影響を受けているが、コスト上昇分を価格に転嫁することはできず、経営は非常に厳しい状況。国では肥料価格高騰対策事業として、化学肥料軽

減の取組を行った上で、上昇した肥料費の7割を補助し農業経営に及ぼす影響の緩和を図ろうとしている。町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農業用機械導入補助事業の予算額を増額し対応したが想定したほどの申請はなかったが、物価高騰に苦しむ農業者を広く支援するため、燃油価格

等高騰緊急対策支援事業補助金として補正予算案に計上。燃油価格等高騰緊急対策支援事業補助金は農業用機械導入補助事業の余剰分を主な財源として組替えて行うもので、光熱動力費の上昇に対し補助金を交付。補助対象者は、令和4年4月1日現在で町内に住所を有する個人または主たる事業所を有する法人、今後も農業経営を継続する意思があること。令和4年8月1日までに営農計画書を提出し、農作物を生産し販売または出荷していること。経営耕地面積が30アール以上または販売金額が50万円以上であることという四つの条件を満たす農業者としており、補助額は作物ごとに区分し、10アール当たり、水稻、大豆、飼料作物1,300円、麦500円、露地野菜4,000円、加温施設を有する施設栽培のうち、花卉21万円、野菜8万円、畜産で肥育牛1頭当たり2,600

円を補助する。緊急的な対応であるが、この補助事業によって町内農業者の経営安定につながればと考えている。

町長

やはり生産資材の高騰は極めて大きいと認識しており、国の緊急支援だけでは足りないのが現状であり、農業者が危機を乗り越えるためには安定した経営をすることが必要だと考える。町として幅広く公平に支援するという考えから、燃油価格に対する支援を決めた。10月から12月に申請受付して、来年2月頃に給付することを目標としている。

議員 町の農業を担う青年農業者の組織であるKYAPクラブに対し、別の優遇措置や支援を考へてはどうか。

農政課長

KYAPクラブとは、Kawachi Young Agricultural Professionals Associationの頭文字を取ったもので、平成8年に設立した青年農業者の組織。活動内容は、町内の青年農業者同士の交流、情報交換、先進地の視察研修や他の地域の同種の団体との交流など



を行い、現在27歳から53歳まで17人の農業者が加入。町からの支援として、加入者の会費と認定農業者協議会からの補助金で組織の運営を行ってきたが、今年度より活動支援として町から10万円の活動補助金を交付。国や県などの補助事業や研修会等に関する情報提供を行い、加入者の補助金活用や営農技術の向上を支援。年々担い手の減少、高齢化が進む中、これから先の河内町の農業を支える青年農業者の育成に向けて、組織の支援等について今後検討していきたい。

第2期河内町総合戦略略について

議員 第2期河内町総合戦略も3年目を迎えたが、もう少し実効性のあるプロジェクトチームを推進してはどうか。

町長

平成26年度に国が制定したまち・ひと・しごと創生法に基づき、これから加速的に進むことが見込まれる人口減少対策への具体的な施策を各市町村でやるのが義務づけられ、平成27年度に策定し、令和2年度か

ら2期としたもの。現在、本庁の組織は極めて規模が小さいため各課の連携も安易に図れていると思われるが、今年度にこれまでの達成度を検証した結果から判断し、総合戦略実行のプロジェクトチームを具体的に立ち上げるかを検討していきたい。

議員 結果によっては、各テーマのアクションプランの見直しを考えてみてはどうか。

町長

今年4月から町は過疎と指定されたことで、過疎地域持続的発展計画を今回の議案にも盛り込み、承認可決後、国の各省庁に提出し順次、進めることとなる。安定した雇用、定住促進、教育・子育て、時代に合った地域づくりは変わらない基本目標であり、第5次総合計画の基本計画との整合性を図り、質の高い行政サービスの提供をし、積極的な行政改革に取り組むことが必要であると考えている。地域の持続的発展の基本目標を定め、公共施設、移住定住、地域間の交流の促進、交通整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、福祉サービスの向上、医療の確保などの様々な分野において移行していく。



服部 隆
議員

ADHD(注意欠如・多動症)について

議員 ADHDは生まれつきの精神疾患の一つとされているが、教育委員会ではどのように考えているか。

こども園、かわち学園で該当すると考えられる子がいるのか。

教育長

ADHD(注意欠如、多動症)が生まれつきの精神疾患かどうかは、子供一人一人によって症状も困り感も異なり、教育委員会で判断することは難しい。周りの人の関わり方次第では、子供にとっての困り感は少しずつ軽減できると考えている。

ADHDの症状は自閉症スペクトラムや学習障害と非常に似た症状で、診断には専門的な見識が必要で

あるため、こども園、かわち学園に該当する子供がいるかについて具体的に答えることは難しい。

議員 教育委員会では、入学時の連絡事項の中でADHD関係も確認されているのか。こども園、かわち学園において、ADHDについてどのように対処指導し、家庭における対処指導支援などはあるのか。

教育長

教育委員会では、子供たちがが学校生活に適応し学習や生活が円滑にできるように、こども園とかわち学園の園小連絡会を年に4回程度開催し、ADHDに限らず特別な支援が必要と思われる子供に関する情報交換も丁寧に行っている。毎月1回ずつ、教育委員会指導主事と特別支援教育担当者が二つのこども園を訪問し、困り感のある子供の様子を観察して、園の先生と対応の仕方などを話し合い、かわち学園へ状況をつなぐこともある。

こども園やかわち学園では、注意や叱責をするより、望ましい方向を示すことやよい面を見つけて褒める



ことを意識的に言い、自己肯定感が向上するようにしている。

かわち学園では、環境の面で黒板周りの掲示物を最小限にとどめ、座席は前のほうに配置。授業ではタイムタイマーを使い時間を視覚で捉えられるように工夫するなどの配慮をしている。特別な支援が必要と思われる子供のケース会議を開き、担任だけでなく支援員も含めた全教職員での対応の仕方を共有し実践している。

こども園でも、担任と副担任の先生が連携して、子供に合った対応をしている。指示ではなく、問いかけ、子供に考える時間を与えるようにしている。特別な支援が必要な子供への対応を定期的に美浦特別支援学校や臨床心理士、言語聴覚士などの専門家の先生の訪問の中で見取りと対応の仕方を助言いただき、毎日の実践に生かしている。

教育委員会では、就学前からADHDに限らず特別な支援が必要と思われる子供の保護者と教育相談を行い、就学後も必要に応じて教育相談を行っている。保護者の抱えている悩みを受け止め、子供の自己肯定感を高める関わりや困り感に対応した

関わりを、家庭とこども園、かわち学園が共通実践していけるように話し合っている。専門家の先生からの助言を保護者に伝え、時には専門家の先生から直接保護者にアドバイスをいただくこともある。

これからも家庭とこども園、かわち学園、教育委員会の連携を密に図りながら、一人一人の子供の成長を応援していく。

河内町の今後の展望について

議員 少しでも人口減少が止まるように、若者が住み、住みやすい町にするための考えを伺いたい。

町長

県でも最下位になってしまったが、少子高齢化対策の特効薬はない。何もしなければ人口減少に歯止めがかからないことも現実であり、総合戦略、過疎の持続的発展計画を基に様々な施策を早急に実行していくことが、人口減少に歯止めをかける特効薬の一つになるのではないかと。移住・定住の促進では大分補助金等の

効果もあり、定住されている方もいる。学校教育の充実として、来年度に統合のこども園もでき、ゼロ歳からの保育料の無償化、給食費の継続的な無償等、様々なことを町でもやっている。次世代の育成資金の継続もしており、図書館等がこれから造られることもPRしながら、河内町に行ってみたいという交流人口を増やしながら、住んでもらえる努力をしていくのが一番だと考える。

議員 10年先、20年先を見据えた農業問題の新しい考え等はあるか。

町長

2020年の統計で、町の就農人口は、30歳から60歳24%、60歳以上75%と高齢化している。面積2,800ヘクタールのうち、経営面積3ヘクタール以下6割、3から10ヘクタール3割、10ヘクタール以上は1割にも満たない。これだけ基盤整備をした優良農地が集まっているのは、近隣の市町村を見てもなかなかない場所である。農政課、農業委員会を中心に人・農地プランをやっており、実質化が済んで、来年、再来

年は地域計画で実行。町を9ブロックに分け、地域でいろんな話し合いを持って集積化・集約化をしていくことが一番大事だと思う。

米以外の高収益の作物、補助金を活用しての大規模経営が、これから必要になってくると思われる。今の米の価格ではとても経営の収支のバランスは悪く、総合的に50法人ぐらいで組織をしていかないと、経営が立ち行かないと思われる。いいものを作り、米をこれからの町の主要な産業にさらに育てていくように、いろいろな補助金等も使いながら、施策ができるように皆さんからもアドバイスをいただき、国や県の支援もいただきながら早目にやっていきたい。何かいい情報、アドバイスがあったら教えていただき、協力して河内の農業を守っていききたい。





議会を傍聴してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。
 定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
 詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場庁舎1階ロビー
 または2階会議室のモニターでの傍聴となる場合がございます。
 ☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和4年8月から令和4年10月

| *** 8月 *** | |
|------------|--|
| 3日 | 第2回臨時会 |
| 4日 | 町村会決算監査 |
| 9日 | 龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会 |
| 10日 | 民生委員推薦会 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会 稲敷広域市町村圏事務組合議会全員協議会 |
| 17日 | 議員研修会 |
| 18日 | 新利根川沿岸地区基幹水利施設管理強化推進委員会総会 新利根川沿岸地区土地改良事業促進協議会総会 |
| 19日 | 県町村会・議長会合同定例会 |
| 24日 | 県南町村議会議長会 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会臨時会 |
| 25日 | かわちドリームフェスティバル実行委員会 例月出納検査 |
| 26日 | 議会運営委員会 |

| *** 9月 *** | |
|------------|-----------------------|
| 8日 | 第3回定例会開会 決算審査特別委員会 |
| 9日 | 決算審査特別委員会 |
| 14日 | 総務経済常任委員会 議会全員懇談会 |
| 15日 | 第3回定例会閉会 |
| 21日 | 県南町村議会議長会 |
| 26日 | 例月出納検査 |

| | |
|-----|--|
| 28日 | 龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会 |
| 29日 | 稲敷広域市町村圏事務組合議会全員協議会 |

| *** 10月 *** | |
|-------------|---|
| 6日 | かわちドリームフェスティバル実行委員会 |
| 7日 | 教育厚生常任委員会 |
| 11日 | 航空機騒音対策協議会 |
| 12日 | 龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会 |
| 13日 | 稲敷広域市町村圏事務組合議会全員協議会 浦河町交流会 |
| 17日～19日 | 県南町村会視察研修 |
| 20日 | 議員研修会 |
| 21日 | 県南町村議会議長会 例月出納検査 |
| 24日 | 龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会 |
| 26日～28日 | 龍ヶ崎地方衛生組合議会視察研修 |
| 27日 | 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会 稲敷広域市町村圏事務組合議会定例会 |
| 28日 | 新利根川沿岸地区土地改良事業促進協議会臨時総会 |

※ほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、公務が中止、延期もしくは開催規模が縮小されました。